

令和 6 年度事業報告書

〔 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日 〕

公益財団法人日本無線協会

令和6年度事業報告書

I 概況

当協会は、無線従事者資格の指定試験機関としての国家試験事務並びに指定講習機関としての主任無線従事者講習の他、国の認定を受けて無線従事者資格の取得のための養成課程、認定講習課程並びに船舶局無線従事者証明のための認定新規訓練に係る事業について、電波法等関係法令及び関係規程の定めるところにより実施しているが、本年度についても、国家試験及び養成課程等、年度当初策定の事業計画を予定どおり実施した。

国家試験事業は、全ての分野の申請者数が減少となり、全体の申請者数は令和5年度に比べ5.9%の減少となった。

養成講習事業は、認定講習課程が37.3%増加したものの、主任無線従事者講習が2.1%、養成講習課程が5.4%、認定新規訓練が23.7%の減少となった。

事業の運営にあたっては、公益財団法人として、定款に従い事業を行うとともに、法令・規程類を遵守し、要員の縮減、経費節減等事務処理の効率化に留意しつつ、ホームページ等による広報の充実、事務手続の電子化の推進等新たな課題に対する取組みを進めるなど、事務処理体制の整備に努めた。

なお、養成課程、認定講習課程及び認定新規訓練の各業務を実施することにより、指定試験機関及び指定講習機関の事務が不公正になることはなかった。

II 事業概要

1 国家試験事業

(1) 申請者数等

国家試験の申請者数は36,807名であり、令和5年度に比べ2,306名の減少(▲5.9%)となっている。

資格分野別での申請者数は、総合無線通信士が25名の減少(▲5.3%)、海上無線通信士が126名の減少(▲7.5%)、航空無線通信士が285名の減少(▲8.3%)、陸上無線技術士が206名の減少(▲2.5%)、特殊無線技士1,335名の減少(▲6.9%)、アマチュア無線技士が329名の減少(▲5.3%)と全ての分野で減少という結果であった。

本年度事業計画では、これまでの傾向や関連事業環境の動きなどから、国際運輸等に従事する第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士並びに航空無線通信士に加え、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士並びに航空特殊無線技士については好調を維持するとともに、5G網の整備拡大等の動きもあって第一級陸上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士については、増加するものと計画していたが、令和5年度と比べ、第二級海上特殊無線技士(3.5%)及び第三級陸上特殊無線技士(7.4%)については若干増加したものの第三級海上無線通信士(▲4.9%)、第四級海上無線通信士(▲16.1%)、航空無線通信士(▲8.3%)、第一級海上特殊無線技士(▲7.9%)、航空特殊無線技士(▲6.5%)、第一級陸上特殊無線技士(▲14.3%)及び第二級陸上特殊無線技士(▲6.2%)については、

大きく減少という結果となった。また、昨年まで大幅な減少となっていたアマチュア無線技士については、全ての資格で減少が続いた。

資格		6 年度	5 年度	増減	増減比(%)	6 年度年間 計画数
総合無線 通信士	一総通	211	213	▲2	▲0.9	250
	二総通	87	64	23	35.9	80
	三総通	150	196	▲46	▲23.5	200
	小 計	448	473	▲25	▲5.3	530
海上無線 通信士	一海通	46	50	▲4	▲8.0	50
	二海通	32	26	6	23.1	30
	三海通	1,090	1,146	▲56	▲4.9	1,070
	四海通	375	447	▲72	▲16.1	510
	小 計	1,543	1,669	▲126	▲7.5	1,660
航空無線通信士		3,144	3,429	▲285	▲8.3	3,420
陸上無線 技術士	一陸技	6,948	7,139	▲191	▲2.7	7,730
	二陸技	969	984	▲15	▲1.5	1,060
	小 計	7,917	8,123	▲206	▲2.5	8,790
特殊無線 技士	一海特	394	428	▲34	▲7.9	430
	二海特	1,907	1,842	65	3.5	2,150
	三海特	234	245	▲11	▲4.5	220
	レ海特	57	57	0	0	100
	航空特	1,285	1,375	▲90	▲6.5	1,490
	一陸特	6,318	7,373	▲1,055	▲14.3	7,750
	二陸特	5,432	5,792	▲360	▲6.2	5,910
	三陸特	2,185	2,034	151	7.4	1,940
	国内電	66	67	▲1	▲1.5	70
	小 計	17,878	19,213	▲1,335	▲6.9	20,060
アマチュア無 線技士	一アマ	1,469	1,509	▲40	▲2.7	1,550
	二アマ	665	821	▲156	▲19.0	900
	三アマ	2,105	2,127	▲22	▲1.0	2,340
	四アマ	1,638	1,749	▲111	▲6.3	1,910

資格		6 年度	5 年度	増減	増減比(%)	6 年度年間 計画数
	小 計	5,877	6,206	▲329	▲5.3	6,700
合 計		36,807	39,113	▲2,306	▲5.9	41,160

〔無線従事者 23 資格〕

第一級総合無線通信士(一総通) 第二級総合無線通信士(二総通) 第三級総合無線通信士(三総通)
 第一級海上無線通信士(一海通) 第二級海上無線通信士(二海通) 第三級海上無線通信士(三海通)
 第四級海上無線通信士(四海通) 航空無線通信士(航空通)

第一級陸上無線技術士(一陸技) 第二級陸上無線技術士(二陸技)

第一級海上特殊無線技士(一海特) 第二級海上特殊無線技士(二海特) 第三級海上特殊無線技士(三海特)
 レーダー級海上特殊無線技士(レ海特) 航空特殊無線技士(航空特) 第一級陸上特殊無線技士(一陸特)
 第二級陸上特殊無線技士(二陸特) 第三級陸上特殊無線技士(三陸特) 国内電信級陸上特殊無線技士(国内電)

第一級アマチュア無線技士(一アマ) 第二級アマチュア無線技士(二アマ)
 第三級アマチュア無線技士(三アマ) 第四級アマチュア無線技士(四アマ)

()内は、本報告書で使用する無線従事者資格の略称

(2) 実施時期及び実施場所

ア 総合無線通信士及び海上無線通信士（第四級海上無線通信士を除く。）

事務所所在地（11 都市）において 9 月期（11 日～13 日）及び 3 月期（19～21 日）の定例試験を実施した。

なお、長野市（信越支部）、金沢市（北陸支部）及び松山市（四国支部）においては、第三級海上無線通信士の国家試験のみを実施した。

イ 第四級海上無線通信士及び航空無線通信士

事務所所在地（11 都市）において、8 月期（21 日・22 日）及び 2 月期（26 日、27 日）の定例試験を実施した。

ウ 陸上無線技術士

事務所所在地（11 都市）の他、事務所所在地外の 3 都市において、7 月期（9 日～12 日）及び 1 月期（21～24 日）の定例試験を実施した。

また、7 月期には舞鶴市、三豊市及び福岡市、1 月期には舞鶴市及び三豊市に第二試験場を設置した。

〔第二試験場〕

試験地 試験期	舞鶴市	三豊市	福岡市
7 月期	二陸技	一陸技／二陸技	一陸技／二陸技
1 月期	二陸技	一陸技／二陸技	—

エ 特殊無線技士

第二級及び第三級海上特殊無線技士並びに第二級及び第三級陸上特殊無線技士の4資格については、受験機会の拡大や受験者の利便性の向上を図るため、全国規模(約300か所)でのCBT(Computer Based Testing)方式による試験を実施するとともに、その他の資格については、事務所所在地(11都市)において、6月期(11日・12日)、10月期(22日・23日)及び2月期(13日、14日)の定例試験を実施した。

更に工業高校等からの依頼により、対面方式による臨時試験を全国54か所で実施した。(二海特、三海特、航空特、二陸特及び三陸特の5資格で合計2,701名が受験)

また、2月期には函館市に第二試験場を設置した。

〔第二試験場〕

試験期	試験地	函館市
	2月期	一海特

オ アマチュア無線技士

(ア) 第一級及び第二級アマチュア無線技士

事務所所在地(11都市)において、4月期(6日・7日)及び12月期(7日・8日)は土曜日及び日曜日に、8月期(6日・7日)は平日に実施した。

(イ) 第三級及び第四級アマチュア無線技士

受験機会の拡大や受験者の利便性の向上を図るため、全国規模(約300か所)でのCBT方式による試験を実施した。

(3) 事務処理体制等

ア 電子申請の推進及び事務処理の効率化

令和3年11月に国家試験電子申請システムを更改し、令和4年度から書面による申請を原則電子申請に一元化するとともに、国家試験申請手数料の収納事務も外部に委託したが、令和5年10月からは全科目免除合格証明事務を電子化し、申請者の利便性の向上を図るとともに、事務処理の効率化を進めた。

イ 試験員の配置

試験事務を厳正かつ的確に実施するため、電波法及び無線従事者規則に定める要件を備えた試験員を配置し、試験事務の処理に万全を期した。

区分	本部	北海道	東北	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
配置数	47	11	16	8	9	8	21	9	10	17	6	162

ウ 無線従事者国家試験審査委員会等の開催

第一級総合無線通信士等上級 8 資格^(※1)の国家試験問題を審査するため、「無線従事者国家試験審査委員会」を 5 月、7 月、11 月及び 1 月に開催するとともに、無線従事者国家試験審査委員会の審査に諮る無線工学の試験問題案について、その的確性を検証し、その内容を確認するための「無線従事者国家試験問題検討委員会」を 4 回開催した。

上級 8 資格以外の資格の国家試験問題については、「試験事務審査会」を 6 回開催し試験問題の内容の確認等を行った。

(※1) 「上級 8 資格」とは、第一級から第三級までの総合無線通信士、第一級から第三級までの海上無線通信士、第一級及び第二級陸上無線技術士をいう。

エ 国家試験問題の公表等

対面方式による試験問題及びその解答については、随時、ホームページに掲載するとともに、受験者からの請求（225 件）に応じ、試験の得点及び解答に関する情報を開示した。

また、CBT 方式により試験を執行する第二級及び第三級海上特殊無線技士、第二級及び第三級陸上特殊無線技士並びに第三級及び第四級アマチュア無線技士の 6 資格については、令和 6 年 2 月から基本的な試験問題例題としてホームページに掲載した。

オ 合格証明書の発行

国家試験の全科目免除者に対し、その者の請求（280 件）に応じて合格証明書を発行した。

2 講習事業

(1) 主任無線従事者講習業務^(※2)

ア 受講者数等

受講者数は 950 名であり、20 名（増減比▲2.1%）の減少となった。

資格別の受講者は、第一級陸上無線技術士が 40.9%（389 名）、第三級陸上特殊無線技士が 18.8%（179 名）、第一級陸上特殊無線技士が 16.1%（153 名）、第二級陸上特殊無線技士が 6.2%（59 名）等となっている。

また、5 年度から東京（本部）を除き、これまでの対面方式による講習から e-ラーニング方式による講習に移行して実施しており、受講者数の 94.6%（899 名）が e-ラーニング方式による講習であった。

区 分	6 年度	5 年度	増減	増減比(%)	6年度年間 計画数
海上主任講習	104	108	▲4	▲3.7	128
航空主任講習	44	39	5	12.8	42

陸上主任講習	802	823	▲21	▲2.6	985
合計	950	970	▲20	▲2.1	1,155

(通年受講者数) 元年度:774、2年度:1,135、3年度:1,181、4年度:1,160、5年度:970

イ 対面方式による実施時期

東京(本部)において、5月期(20日:海上・実航空・陸上主任)、8月期(14日:同)、11月期(26日:同)及び2月期(7日:同)に実施した。

(※2) 無線局の免許人から選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下であれば、無線従事者の資格を有しない者であっても、無線設備の操作を行うことができるが、無線局の免許人から選任された主任無線従事者は、その選任の日から6か月以内及び講習を受けた日から5年以内毎に総務大臣の行う講習を受講しなければならない。日本無線協会は総務大臣から主任無線従事者の指定講習機関として指定されている。

(2) 養成課程(※3)

実施件数は729件(増減比▲7.4%)、受講者数は18,549名(増減比▲5.4%)であり、実施件数及び受講者数ともに減少した。

第一級から第三級陸上特殊無線技士については、民間企業等との競合状態が更に厳しさを増してきているが、令和5年度に比べ、第二級陸上特殊無線技士が433名の増加(18.8%)となったが、第一級陸上特殊無線技士が27名の減少(▲5.5%)、第三級陸上特殊無線技士は901名の減少(▲7.1%)となった。

また、外国人船員を対象とした第三級海上無線通信士及び第一級海上特殊無線技士の養成課程については、令和5年度ブルガリアにおける講習は、本部と海外の講習会場との間でリモート回線を確保して実施したが、今年度は、フィリピン、インド及びブルガリアにおいて全て現地での対面方式による講習を実施した。

資格		6 年度		5 年度		増減		増減比(%)		6 年度全体 計画数	
		件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
三海通		10	359	15	522	▲5	▲163	▲33.3	▲31.2	11	330
四海通		1	20	3	34	▲2	▲14	▲66.7	▲41.2	2	28
航空通		18	139	16	110	2	29	12.5	26.4	9	63
特殊無線技士	一海特	32	730	40	800	▲8	▲70	▲20.0	▲8.8	24	528
	二海特	88	1,637	99	1,792	▲11	▲155	▲11.1	▲8.6	81	2,187
	三海特	16	140	18	283	▲2	▲143	▲11.1	▲50.5	20	360
	航空特	21	502	24	548	▲3	▲46	▲12.5	▲8.4	24	624
	一陸特	22	462	23	489	▲1	▲27	▲4.3	▲5.5	21	588
	二陸特	90	2,739	84	2,306	6	433	7.1	18.8	77	2,387

資格	6 年度		5 年度		増減		増減比 (%)		6 年度全体 計画数	
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
三陸特	431	11,821	465	12,722	▲34	▲901	▲7.3	▲7.1	426	13,632
小計	700	18,031	753	18,940	▲53	▲909	▲7.0	▲4.8	673	20,306
合計	729	18,549	787	19,606	▲58	▲1,057	▲7.4	▲5.4	695	20,727

(※3) 「養成課程」とは、総務大臣が定める基準に適合すると認定した授業を修了することで無線従事者免許が取得できるもの。日本無線協会は、直接個人の受講者を募集して行う「公募養成課程」及び無線従事者の養成を必要とする法人等からの依頼を受けて行う「受託養成課程」の二つの形態で実施している。また、外国人船員を対象とする養成課程は、全て e-ラーニングによる随時受講型授業で実施し、修了試験を対面方式で行うものである。

(3) 認定講習課程 (※4)

第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士について、4 件実施し、受講者数は 81 名（増減比 37.3%）であった。

資格	6 年度		5 年度		増減		増減比 (%)		6 年度全体 計画数	
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
三海通	3	58	3	59	0	▲1	0	▲1.7	5	60
四海通	1	23	0	0	1	23	—	—	—	—
合計	4	81	3	59	1	22	33.3	37.3	5	60

(※4) 「認定講習課程」とは、無線従事者として一定の資格及び業務経歴を有する者が、上位の資格を取得する際の講習。日本無線協会は、総務大臣の認定を受け、講習を実施している。

(4) 認定新規訓練 (※5)

日本人船員を対象とした訓練を東京（本部）で 4 件（5 月、8 月 11 月及び 2 月）実施した他、外国人船員を対象とした新規訓練については、フィリピン、インド及びブルガリアにおいて、第三級海上無線通信士及び第一級海上特殊無線技士の養成課程に引き続き実施した。全体の受講者は 473 名、前年度に比べ 147 名の減少 (23.7%) であった。

区 分	6 年度		5 年度		増減		増減比 (%)		6 年度全体 計画数	
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
全体	14	473	19	620	▲5	▲147	▲26.3	▲23.7	17	350

(※5) 「認定新規訓練」とは、義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督を行おうとする者が船舶局無線従事者証明を受けるために行われる訓練。日本無線協会は、総務大臣の認定を受け、日本人船員を対象とした訓練を 5 月、8 月、11 月及び 2 月に東京で実施している。また、外国人船員を対象とした認定新規訓練は、当該国で行う 3 海通等の養成課程に引き続いて実施するものである。

(5) 無線従事者フォローアップ研修^(※6)

今年度も前年度に引き続き、主に電気通信事業及び放送事業に携わる有資格者を対象として、無線通信技術や制度等に関する最新情報や知識とともに、関連する有線ネットワークやセキュリティ等も含めた研修を、これまでの対面に加え、インターネットによる同時配信を開始することとし、10月10日及び11日に実施した。(41名受講)

(※6) 「無線従事者フォローアップ研修」は、令和元年度に開催された総務省の電波有効利用成長戦略懇談会フォローアップ会合における「ワイヤレスIoT人材の育成」についての提言を踏まえ、令和2年12月に無線従事者規則の一部が改正され、無線従事者資格を有する者に対してIoT人材としての最新の知識を習得するための努力義務が課されることとなったため、日本無線協会では、当該有資格者が継続的にスキルアップできる研修体制を構築し、令和4年度から実施している。

3 業務運営の改善等

(1) 試験執行に関する効率化

陸上無線技術士試験のうち、申請者数が多い第一級陸上無線技術士について、令和2年11月期(7月期の定期試験を中止したための代替措置として実施した臨時試験)の試験から、新型コロナウイルス感染症対策として試験会場内の受験者間で一定の距離を確保する必要があったため、2回に分けて実施(2日間ずつの日程で計4日間)してきたが、コロナ禍前の1回(2日間)の日程に集約して実施した。

特殊無線技士4資格及びアマチュア無線技士2資格がCBT方式に完全移行し土日も含めて実施されていることから、定期試験については、原則、平日実施とした。ただし、第一級及び第二級アマチュア無線技士の4月期については、従前どおり土日に実施し、8月期試験については平日に実施した。

(2) 情報システムによる業務の効率化

令和5年度までに試験申請・公募養成申込等について、デジタル化を進めるとともに受験者・受講者情報に関連するシステムを中心に段階的なクラウド化を進めてきたが、令和6年度については、協会内で保有する各種事務データ保管システムのクラウド化等を行った。

これは、本部及び支部に配置していたデータサーバ・パソコン等のリース期限が令和6年中に到来することに併せて実施したものであり、事務所内のサーバ等の整備を不要とするとともにパソコン類の体系を見直し配備台数を縮減する等によりコストの圧縮を図り、併せて災害等によるデータの喪失の防止等業務継続性の確保、情報の共有化等による事務の効率化を図った。

(3) 国家試験申請者数及び養成課程受講者数の減少に対する対策

第二級海上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士等に係る臨時試験や養成課程における潜在的ニーズの掘り起こしを行うため、職員が直接工業・水産系の高校や漁業協同組合等を訪問し、無線従事者資格の取得への働きかけを強化している。

4 個人情報の保護等

協会は、国家試験及び養成講習業務において、多くの個人情報を扱っているが、この個人情報の取扱いについては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及びその下位ルールに従い、協会が定めた「個人情報管理方針」及び「個人情報管理規程」並びに「情報セキュリティポリシー」を遵守し、安全かつ適正に管理しているが、個人情報保護等の取扱いに関する厳格化や不正アクセス等の脅威を想定した情報セキュリティ対策の必要性を踏まえ、職員への周知徹底を図った。

なお、個人情報や試験問題のデータ保管庫は、施錠管理の徹底を図り、関係者以外の入室を制限している。

また、個人情報の保護及びセキュリティ対策の確保については、全職員を対象に研修を実施し、個人情報に対する意識の高揚を図った。

5 情報公開

情報公開については、定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表等の書類並びに国家試験の合格基準、対面方式による定例試験に係る過去1年間に行われた試験問題及びその解答をホームページにおいて公開した。

Ⅲ 総務関係

1 役員等の異動

(1) 役員

令和6年6月20日開催された定時評議員会において、任期満了に伴い理事8名が選任（再任）されるとともに、新たに理事3名が選任され、令和7年3月6日に開催された定時評議員会において、新たに理事2名が選任された。新任の者は次のとおりである。

役職	新	旧	委嘱の日 (総務省認可の日)
理事	近 藤 信 行 公益財団法人日本無線協会審査部長	伊 藤 康 典 公益財団法人日本無線協会専務理事	令和6年7月18日
理事	水 田 秀 之 KDDI 株式会社エンジニアリング企画部 副部長	毛 利 政 之 KDDI 株式会社電波部副部長	令和6年7月18日
理事	山 内 貴 博 一般社団法人日本アマチュア無線連盟 常務理事	日 野 岳 充 前一般社団法人日本アマチュア無線 連盟 専務理事	令和6年7月18日
理事	加 藤 康 博 日本電信電話株式会社 技術企画部門 電波室長	坂 本 信 樹 前日本電信電話株式会社 技術企画部門 電波室長	令和7年3月28日
理事	高 橋 俊 晴 電気事業連合会 情報通信部長	大 浪 哲 前電気事業連合会 情報通信部長	令和7年3月28日

(敬称略)

(2) 評議員

令和6年6月20日に開催された定時評議員会において、新たに評議員1名が選任された。新任の者は次のとおりである。

役職	新	旧	異動の日
評議員	毛 利 政 之 KDDI 株式会社 電波部副部長	中 川 篤 前 KDDI 株式会社 常勤顧問	令和6年6月20日

(敬称略)

2 会議の開催

〔理事会〕

	開 催 日	議 事
第 38 回	令和 6 年 6 月 5 日	・ 決議事項 1 令和 5 年度事業報告書 2 令和 5 年度決算書 3 定時評議員会の開催
第 39 回	令和 6 年 7 月 23 日	・ 決議事項 1 理事長及び専務理事の選定 2 役員報酬の支給
第 40 回	令和 6 年 10 月 16 日	・ 報告事項 令和 6 年度上半期事業報告書
第 41 回	令和 7 年 2 月 19 日	・ 報告事項 ・ 決議事項 1 令和 7 年度事業計画書 2 令和 7 年度収支予算書 3 令和 7 年度資金調達及び設備投資の見込み 4 第 25 回評議員会の開催

〔評議員会〕

	開 催 日	議 事
第 24 回	令和 6 年 6 月 20 日	・ 報告事項 令和 5 年度事業報告書 ・ 決議事項 1 令和 5 年度決算書 2 評議員の選任 3 役員の選任 4 退職慰労金の支出
第 25 回	令和 7 年 3 月 6 日	・ 報告事項 ・ 決議事項 1 令和 7 年度事業計画書 2 令和 7 年度収支予算書 3 令和 7 年度資金調達及び設備投資の見込み 4 役員の選任

3 内閣府への令和 5 年度事業報告等の提出

令和 5 年度事業報告等は、令和 6 年 6 月 27 日付で、電子申請により内閣府へ提出した。

4 職員の配置

	本部	支部	計
常勤職員	25	20	45
非常勤職員(嘱託)	40	117	157
計	65	137	202

5 事業報告の附属明細書について

令和6年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので附属明細書は作成しない。